オンライン登記申請により登録免許税が軽減されます

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第82号。以下「改正法」といいます。)(平成23年6月22日成立・同月30日施行)により、オンラインによって登記の申請を行う場合の登録免許税額の軽減措置が平成25年3月31日まで延長されるとともに、以下のとおり、その軽減額が変更されました(改正法による改正後の租税特別措置法第84条の5)。

<軽減の内容>

次に掲げる登記に係る登録免許税額について、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける登記の申請については、登録免許税法その他登録免許税に関する法令の規定により計算した金額に100分の10を乗じた金額(ただし、その金額が3,000円を超える場合には、3,000円が限度となります。)が軽減されます。

◆ 不動産登記関係

登記の種類	通常の額 (A)	軽減額 (B)	軽減後の額 (A) - (B)
① 所有権の保存の登記(※1)	課税標準の4/1000	(A)の100分の10 に相当する額 (最高3,000円)	(A) — (B)
② 相続又は法人の合併を登記の 原因とする所有権の移転の登記 (※2)	課税標準の4/1000		(A) — (B)
③ 共有物の分割を登記の原因と する所有権の移転の登記(※2)	課税標準の4/1000		(A) — (B)
④ 上記②及び③以外を登記の原 因とする所有権の移転の登記 (※2)	課税標準の20/1000		(A) — (B)
⑤ 抵当権の設定の登記(根抵当 権の設定の登記を含む。)(※3)	課税標準の4/1000		(A) — (B)

- (※1) 建物の所有権の保存の登記については、当該建物の表題登記もオンラインを利用して 申請されたものに限られます。
- (※2) 登録免許税法(以下「登免税法」といいます。) 別表第一の一の(二)の規定の適用がある所有権の更正の登記, すなわち, 所有権の一部移転の登記を全部移転の登記に更正する場合などの一部移転の登記に係る持分を増加させる更正をする場合の更正の登記が含まれます。
- (※3) ⑤には次の登記が含まれます。
 - ア 登免税法別表第一の一の(五)の規定の適用がある登記のうち次の登記
 - ① 抵当権の債権額又は根抵当権の極度額を増額する変更の登記又は更正の登記
 - ② 抵当権又は根抵当権の効力を所有権全部(持分の全部を含む。)に及ぼす登記
 - イ 登免税法第13条第2項の規定の適用がある登記のうち次の登記
 - ① 抵当権又は根抵当権の設定の登記

- ② 抵当権の債権額又は根抵当権の極度額を増額する変更の登記又は更正の登記
- ③ 抵当権又は根抵当権の効力を所有権全部(持分の全部を含む。)に及ぼす登記

◆ 商業・法人登記関係(租税特別措置法施行令第44条の3参照)

登記の種類 (※4)	通常の額(※6) (A)	軽減額(※8) (B)	軽減後の額 (A) - (B)
① 株式会社の設立 (新設合併,組織変更,新設分割 によるものを除く)	資本金の額の7/1000 (最低150,000円)	3,000円	(A) −3, 000円 (最低147, 000円)
② 合名会社,合資会社,一般 社団法人又は一般財団法人の 設立	60, 000円		57, 000円
③ 合同会社の設立 (新設合併,組織変更,種類の変 更,新設分割によるものを除く)	資本金の額又は基金 の総額の7/1000 (最低60,000円)		(A) -3,000円 (最低57,000円)
④ 株式会社又は合同会社の 設立 (新設合併、組織変更、種類の変 更によるものに限る)(※5)	資本金の額又は基金 の総額の1.5/1000 (※7) (最低30,000円)		(A) -3,000円 (最低27,000円)
⑤ 株式会社又は合同会社の 設立 (新設分割によるものに限る)	資本金の額の7/1000 (最低30,000円)		(A) -3,000円 (最低27,000円)
⑥ 相互会社の設立 (新設合併,組織変更によるもの を含む)	300,000円		297, 000円
⑦ 特定目的会社の設立	30,000円		27, 000円
⑧ 投資法人の設立	30,000円		27, 000円

- (※4) 軽減の対象となる課税の範囲は、登録免許税法別表1の24(一)イ、ロ、ハ、ホ、ト、リ、同25(一)イ、同26(一)です。支店の所在地においてする登記については、適用されません。
- (※5) 特例有限会社から株式会社への移行による設立の登記を含みます。
- (※6) ①に係る登録免許税額は、上記の方法で計算した額が15万円に満たないときは、15万円となります。同様に、③、④及び⑤の場合にも、上記の方法で計算した額が最低額に満たないときは、最低額となります。
- (※7) 設立される会社等の資本金の額等が、新設合併により消滅した会社等又は組織変更若 しくは種類の変更をした会社の当該新設合併又は組織変更若しくは種類の変更の直前に おける資本金の額等(消滅した会社等が合名会社又は合資会社である場合には,900万円)

を超える部分については、7/1000が適用されます。

- (※8) 軽減額は、法令に基づいて計算した額(A)に100分の10を乗じた額となります。ただし、 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に登記所において受け付けられ た申請については、その額が3,000円を超える場合には、3,000円が限度となります。
- (※9) オンラインによる設立登記申請手続の詳細は「会社等の設立登記のオンライン申請について」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji140.html)をご覧ください。